部事務組合等を組織し、救急業務を実施する市町村以外の市町村		会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	負担割合が三分の二である市町村	二四、〇二〇、〇〇〇円
			負担割合が二分の一である市町村	三六、〇三〇、〇〇〇円
		当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）		四、五〇〇、〇〇〇円
		その他の市町村		一八、〇二〇、〇〇〇円
組合実施市町村	新隊設置市町村		高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、一二、〇一〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一八、〇一〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、〇一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては四、八〇〇、〇〇〇円
			高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、一八、〇二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一二、〇一〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、〇一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては七、二一〇、〇〇〇円
	組合実施市町村			当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、二、二五

部事務組合等を組織し、救急業務を実施する市町村以外の市町村		会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	負担割合が三分の二である市町村	二四、八三〇、〇〇〇円
			負担割合が二分の一である市町村	三七、二四〇、〇〇〇円
		当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）		四、六六〇、〇〇〇円
		その他の市町村		一八、六二〇、〇〇〇円
組合実施市町村	新隊設置市町村		高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一二、四二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、二八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、二一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては四、九七〇、〇〇〇円
			高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一八、六二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一二、四一〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、三一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては七、四五〇、〇〇〇円
	組合実施市町村			当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、二、三三